

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和2年11月5日

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所  
事務所長 永田 雅一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「分任支出負担行為担当官が契約できる範囲を拡大して契約手続きを行う工事」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事」である。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、群馬県吾妻郡嬭恋村吾妻川本川において護岸等を整備する工事に関する公示である。

利根川水系砂防事務所の砂防事業において、令和元年東日本台風による災害復旧工事は、被災地の一日も早い復旧・復興のため、所管事業の迅速かつ確実な執行が求められるところであるが、工事箇所が河川内のため出水期は非施工となり、また、出水発生時の施工への影響が懸念されること等その特殊性により競争に参加する者が少なく、入札不調等が発生することが想定され、円滑な施工体制の確保が難しい状況である。

今般、事業の緊急性が高く、不調不落となった、又は不調不落となる可能性のある工事において、確実な発注及び施工体制の確保を図り速やかに工事を実施するために、当該工事の施工に係る技術的適正を持った者を特定した上で、当該者（以下「特定者」という。）以外に他の参加者がいないかを確認するための公募手続き（以下「確認公募型随意契約」という。）の試行を行うものである。

当該工事に必要な施工体制を有している特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、当該工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者を本工事に係る随意契約の相手方とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者に対して、見積書の提出を依頼し価格競争方式で工事受注者を決定する。

### 2. 施工概要

- (1) 工事名 R1大前地区護岸災害復旧工事（電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前地先

(3) 工事内容 本工事は、令和元年10月に上陸した令和元年東日本台風（台風19号）により被災した大前地区床固群の護岸復旧工事を行うものである。

地形等 当該箇所は、孺恋村役場の近傍である。標高は、約830mで国道と村道から進入となるが、国道改良工事（群馬県）、大前橋架替工事（孺恋村）の他1件が施工中であり、他工事との調整が必要である。

(4) 工事概算数量	土工	
	掘削	約 10,500m <sup>3</sup>
	盛土	約 5,500m <sup>3</sup>
	流路護岸	
	コンクリート	約 4,610m <sup>3</sup>
	防護柵撤去設置	約 185m
	舗装	約 420m <sup>2</sup>
	構造物撤去工	
	コンクリート構造物	約 1,550m <sup>3</sup>
	仮設工	1式

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和3年3月31日まで

(6) 資料 別冊図面

(7) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は説明書による。

- ①「ワンデーレスポンス」実施工事
- ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
- ③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
- ④建設リサイクル法対象工事
- ⑤落札決定後契約締結前に支店又は営業所の運営状況等が確認できる資料の提出を求める対象工事
- ⑥総価契約単価合意方式
- ⑦「設計変更審査会」の設置対象工事
- ⑧工事工程表の開示試行工事
- ⑨週休2日制適用工事【受注者希望方式】
- ⑩地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事

(8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

### 3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 31・32 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち一般土木工事 B 等級又は C 等級に認定されている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ B 等級の業者にあつては関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第 3 条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）  
また、C 等級の業者にあつては群馬県内に建設業法に基づく本店を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第 3 条に記載されている事務所の所在地が群馬県内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）
- ⑤ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去 2 年間の工事成績評定点の平均点が 2 年連続で 60 点未満でないこと。
- ⑥ 本工事に事業協同組合として参加意思確認書を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書を提出することはできない。
- ⑦ 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が 3 年以上あること。
- ⑧ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑨ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は説明書による。

- ⑩参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。
- ⑪警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑫説明書の交付を直接受けた者であること。

## 2) 実績に関する要件

平成 17 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）砂防工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記の施工実績を有し、他の構成員は下記の施工実績を有すること。

（イ）一般土木工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

## 3) 工事施工体制（配置予定技術者）について

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、降雪等による現場閉鎖期間においては、専任を要しないものとする。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。本発注工事は、余裕期間後、工事の始期日より主任（監理）技術者の専任を要する工事である。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は説明書による。

- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

- ③ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は参加できないことがある。詳細は説明書による。

#### 4. 手続等

##### (1) 担当部局

###### 1) 契約関係

〒377-8566 群馬県渋川市渋川 121-1

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 経理課 契約係

電話 0279-25-4023（直）（内）228

電子メール送付先：ktr-kt4131a@milit.go.jp

###### 2) 技術関係

〒377-8566 群馬県渋川市渋川 121-1

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 品質確保課 技術審査第一係

電話 0279-22-4932（直）（内）272

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

###### 1) 説明書を上記（1）1) の問い合わせ先で交付する。

交付期間は令和2年11月5日から令和2年11月25日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記（1）1) の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

###### 2) 希望者には、電子データを交付するので、予め上記（1）1) の問い合わせ先に電子メールで申し出ること。その際、会社名、担当部署、担当者、送付先メールアドレス、電話連絡先等を記入すること。

##### (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和2年11月25日（水）16時00分

提出場所：上記(1)1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メール（着信を確認すること）による。

ただし、電子メールで提出する場合においても押印をすること。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 契約保証金

①契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行前橋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社

の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(5) 当該応募者に対して価格競争による見積書の提出を依頼する際の提出予定期限は次のとおり。

令和2年12月15日（火） 17時00分

(6) 3. (1) 1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が見積書の提出依頼者として選定された場合に、見積書を提出するためには、見積合わせの時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。